

高知くらしの護身術

364

債務整理

4つの解決法から判断

(2015年8月4日掲載原稿)

借金の返済に行き詰まったときには、債務整理という手続きがあります。

債務整理の代表的な方法は、「任意整理」「特定調停」「個人再生」「自己破産」の4つ。

どの方法を選ぶかは、弁護士などの専門家と相談し、借金（債務）の内容や金額、収入・財産、支払いができなくなった事情などを総合的に判断して決めます。

【任意整理】裁判所などの公的機関を利用せず、個々の債権者と任意に話し合っ
て、支払い総額や支払い回数などを取り決め、その内容通りに支払います。3年～
5年で支払いを終えられるかどうか、任意整理を選択する目安とされています。

【特定調停】簡易裁判所に申し立てると、調停委員が申立人と債権者の間に入り、
残っている債務をどのように返済していくかを調整します。

【個人再生】全ての債権者を相手として、債務額の一定割合を、原則3年（最長
で5年）で返済していく計画を立てます。その計画が地方裁判所で認められた場合、
計画通りに返済すれば、残りの債務が免除される手続きです。住宅ローンの特則を
利用すれば、自宅を手放さずに債務整理ができる可能性があります。

【自己破産】持っている財産をお金に換えて、全ての債権者に公平に配当する地
方裁判所の手続きです。債務者の生活を維持するために必要な範囲の現金や、家財
道具などは手元に残せます。

県立消費生活センターでは、毎月第3月曜日の午後2時～5時、弁護士による無
料の多重債務相談会を開いています。電話でご予約のうえ、ぜひご利用ください。
相談日以外でも、センターに来所していただければ債務内容などを聞き取り、法律
専門家の相談を予約するなどのお手伝いをします。